

郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱

令和6年9月6日制定

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第21条第1項及び第36条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するために必要な資格に関し、有資格業者名簿の登録に係る資格（以下「資格」という。）の申請手続、審査その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量等 測量若しくは工事の設計又は工事に関する調査をいう。
- (3) 製造・販売 製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品の製造を除く。）及び工事に係る建設資材の購入をいう。
- (4) 物品調達 物品の購入、製造の請負若しくは修繕若しくは売払い（以下「物品の購入等」という。）又は物品の賃貸借（以下「リース・レンタル」という。）をいう。
- (5) 業務委託 測量等を除く全ての業務委託をいう。
- (6) 市告示 規則第21条第3項及び第36条第2項の規定により公示する競争入札に参加する者に必要な資格に関し、有資格業者名簿の登録に係る申請手続、審査その他必要な事項を定めた告示をいう。

(資格審査の申請等の時期)

第3条 資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の受付期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

- (1) 定期の申請（以下「本登録申請」という。） 西暦の偶数年の10月及び11月のうち市告示で定める期間
- (2) 前号以外の申請（以下「随時登録申請」という。） 前号の申請を行う年度の翌年度の4月1日から翌々年度の1月31日までの期間

2 申請書等における資格審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本登録申請 本登録申請を行う年度の7月1日
- (2) 随時登録申請 申請日の属する月の1日

(申請書等の提出)

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書等（第2号から第5号までに定める申請書等については、登録を希望する区分（以下「登録区分」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。

(1) 共通

ア 郡山市競争入札参加資格審査申請書（第1号様式（その1）及び（その2））

イ あらかじめ入札及び見積、契約の締結及び履行並びに代金の請求、受領等の権限を委任する支店等（以下「委任先」という。）を指定する者にあつては、委任状（第2号様式）

ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し

エ 第3号から第5号までに定める登録区分へ申請する者にあつては、審査基準日の直前2年の各営業年度の財務諸表の写し

オ 次に掲げる国の税目において、未納がないことが確認できる証明書又はその写し

（ア）法人税

（イ）申告所得税及び復興特別所得税

（ウ）消費税及び地方消費税

カ 市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）及び市内に支店等を有する者にあつては、審査基準日から直近2年度分の次に掲げる本市の税目において、納付されていることが確認できる証明書又はその写し

（ア）法人市民税又は個人市民税

（イ）固定資産税及び都市計画税（納税義務のある者に限る。）

（ウ）軽自動車税（納税義務のある者に限る。）

（エ）国民健康保険税（納税義務のある者に限る。）

キ 市外に本店を有する者及び市外に委任先を指定する者にあつては、審査基準日から直近1年度分の当該所在地における法人市区町村民税又は個人市区町村民税において、未納がないこと又は納付されていることが確認できる証明書又はその写し

ク 中小企業団体にあつては、中小企業団体構成員名簿の写し

(2) 建設工事

ア 建設工事における登録希望業種等申請書（第3号様式）

イ 審査基準日の直前の営業年度の終了日の直前1年に係る総合評定値通知書の写し

ウ 建設業の許可を受けていることを証する書面の写し

エ 市内業者にあつては、外注費計算表（第4号様式）

オ 市内業者にあつては、主観的事項申告調書（第5号様式）及び同様式において提出を求められている添付書類

カ 経常建設共同企業体にあつては、建設共同企業体協定書の写し、各構成員に係る前号に規定する書類（同号エに規定するものを除く。）及び本号イからオまでに掲げる書類の写し

(3) 測量等又は製造・販売

- ア 測量等又は製造・販売における登録希望業種等申請書（第6号様式）
- イ 測量等又は製造・販売審査調書（第7号様式）
- ウ 測量等に登録する者にあつては、契約実績調書（第8号様式）
- エ 測量等に登録する者にあつては、測量等技術者資格一覧表（第9号様式）
- オ 営業に関する登録を受けている者にあつては、その登録証明書の写し

(4) 物品調達

- ア 物品の購入等における登録希望種目等申請書（第10号様式）
- イ リース・レンタルにおける登録希望種目等申請書（第11号様式）
- ウ 契約実績調書
- エ 印刷製本類に登録する者にあつては、印刷物取扱等調査票（第12号様式）
- オ 営業に関する許可、認可、登録等の証明書の写し

(5) 業務委託

- ア 業務委託における登録希望業種等申請書（第13号様式）
- イ 登録希望業種に係る受注可能業務調書（第14号様式）
- ウ 業務区分「その他」に係る受注可能業務調書（第15号様式）
- エ 契約実績調書
- オ 必須資格等一覧表（第16号様式）
- カ 必須資格等を証する書類の写し

2 前項に規定する登録区分並びに分類及び業種又は種目は、別記第1に掲げるとおりとする。

3 登録区分毎における登録業種等の数の上限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設工事 7業種
- (2) 物品調達のうち、分類が製造（販売）、販売及びその他である種目 4種目
（資格審査等）

第5条 市長は、審査基準日における次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 経営規模

- ア 資本金額
- イ 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- ウ 審査基準日の前日における営業に従事する常勤の従業員数

(2) 経営状況

ア 審査基準日の前日までの営業年数

イ その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項

2 市長は、前項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる登録区分において、当該各号に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 建設工事 総合評定値通知書における、登録業種の完成工事高

(2) 建設工事以外 審査基準日における、当該審査基準日の直前2年の各営業年度における登録業種又は登録種目の年間平均取扱高

3 市長は、建設工事に申請をした市内業者について、別記第2の基準により審査し、等級別の格付を行うものとする。

(資格の認定)

第6条 市長は、前条の審査及び格付をし、資格の認定を行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の認定を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）

各号のいずれかに該当する者

(2) 次のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの

ア 契約の履行に当たり、故意に建設工事並びに測量等、製造及び業務委託を粗雑にした者、製造・販売及び物品調達の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な履行をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

(4) 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者

(5) 申請書等に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年を経過していない者

(6) 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者

- (7) 建設工事の請負契約にあっては、審査基準日の直前の営業年度の終了日の直前1年（以下「審査対象年」という。）に係る経営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による総合評価値通知書において工事種別年間平均完成工事高のない者
- (8) 建設工事の請負契約にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外される場合を除く。）
- (9) 測量等又は製造・販売、物品調達若しくは業務委託にあっては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者
- (10) 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行い再生手続開始が決定した後に再生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）並びに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行い更生手続開始が決定した後に更生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）
（有資格業者名簿への登録等）

第7条 市長は、前条の規定により資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）については、各登録区分における有資格業者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録するとともに、審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

2 有資格業者名簿は、契約検査課長が管理し、市のウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。この場合において、公表内容は、個人情報の保護及び競争性の確保の観点から商号又は名称、住所又は所在地、登録業種又は種目、業者番号及び電話番号とする。ただし、建設工事に係る有資格業者名簿においては、第5条第3項の規定により格付を行った等級及び別記第2における総合点も併せて公表するものとする。

（資格の有効期間）

第8条 資格の有効期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

- (1) 本登録申請 本登録申請を行う年度の翌年度の4月1日から翌々年度の3月31日まで
- (2) 随時登録申請 申請日の属する月の翌々月の1日から前号における有効期間の最終日まで

（申請事項の変更等）

第9条 申請者又は有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき又は廃業することとなったとき（許可、登録、資格等が要件であった場合において、当該許可、登録、資格等が失効し、又は取り消された場合を含む。）は、遅滞なく、競争入札参加資格審査申請事項変更届（第17号様式）及び当該変更事項等を証する書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名又は職名
- (4) 委任先の名称

- (5) 委任先の所在地
- (6) 内部受任者の氏名又は職名
- (7) 組織
- (8) 登録業種（削除する場合に限る。）
- (9) 保有する許可又は登録の内容
- (10) 民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立
- (11) 民事再生法に基づく再生手続又は会社更生法に基づく更生手続の開始若しくは廃止の決定
- (12) 民事再生法に基づく再生計画又は会社更生法に基づく更生計画認可決定
- (13) その他特に事業の内容に変更を来す事項

2 申請者又は有資格業者が、保有する許可又は登録の内容を変更せず更新のみをした場合は、前項によらず、当該内容を証する書面のみを市長に提出するものとする。

（有資格業者の地位の承継）

第10条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定により関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（資格の認定の取消し）

第11条 市長は、有資格業者が第6条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格の認定を取り消すことができる。

（民事再生又は会社更生に係る届出等）

第12条 民事再生法に基づく再生計画認可決定又は会社更生法に基づく更生計画認可決定を受けた有資格業者（以下「再生又は更生計画認可決定者」という。）は、当該再生計画認可又は更生計画認可（以下「再生又は更生計画認可」という。）の決定を受けた日（以下「再生又は更生計画認可決定日」という。）以後、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、全ての書類の提出に相当の期間を要するときは、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を優先するものとする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請事項変更届（第16号様式）
- (2) 再生又は更生計画認可決定書の写し
- (3) 再生又は更生計画認可決定の登記をした登記事項証明書又はその写し
- (4) 定款又は代表者若しくは受任者に変更があったことを証明する書類（当該変更があった場合に限る。）

（再申請に係る申請書等の提出）

第13条 再生又は更生計画認可決定者は、前条第1号の書類の提出後、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出して資格の再審査の申請（以下「再申請」という。）をしなければならない。

- (1) 第4条に規定する申請書等
 - (2) 会社の再建及び今後の営業に関する申立書（第17号様式。以下「申立書」という。）
- 2 前項第1号の申請書等は、再生又は更生計画認可決定日を基準日として作成しなければならない。ただし、当該申請書等のうち納税証明書については、再生又は更生計画認可決定日以降に証明されたものとする。
- 3 再申請をする者は、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 今後の資金調達の見通し
 - (2) 業務の履行体制に係る技術者の雇用状況等
 - (3) 下請業者、資材業者等との協力状況
 - (4) 業務履行に必要な機械・機器類及び労務者の確保の状況
 - (5) 市内における営業方針
 - (6) 再生又は更生計画の実施状況
 - (7) その他再審査のため必要な事項
- 4 再申請をする者は、前項各号に規定する事項について、市長の求めに応じ資料を提出しなければならない。
- （資格の再審査）

第14条 市長は、再申請に係る審査（以下「再審査」という。）について、第5条の規定に準じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事の再審査については、客観的事項は、前条第2項に規定する基準日における経営事項審査に基づくものとし、主観的事項は変更せずに格付を行うものとする。

（資格の再認定）

第15条 第6条第2項各号のいずれかに該当する場合又は資格の認定に係る市の定める要件を満たさない場合は、当該資格の再認定を行わないものとする。

- 2 前項に該当する者以外の者については、資格を再認定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、再申請後において再生又は更生手続の廃止が確定した場合は、資格の再認定を行わないものとする。ただし、会社更生法第50条第1項の規定による中止の場合は、この限りでない。

（再審査に係る結果の通知）

第16条 市長は、再審査の結果について、再申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定により資格の再認定を行ったときは、有資格業者名簿を修正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和7年度及び令和8年度以降の有資格業者名簿の登録に係る資格の申請手続等から適用し、この要綱の施行の際現到有資格業者名簿に登録されている者に係る資格の申請手続等は、なお従前の例による。

別記第1

各登録区分における登録業種（種目）

(1) 建設工事

業種
土木一式工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事

造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事

(2) 測量等又は製造・販売

分類	業種（種目）
測量等	地上測量
	航空測量
	土木設計
	建築設計
	調査（不動産鑑定）
	調査（地質調査）
	調査（補償コンサルタント）
	調査（その他の調査）
製造・販売	石材
	セメント
	鋼材
	木材
	油脂
	その他
	製造

(3) 物品調達

分類	種目
製造（販売）	機械器具類
	家具木工器具類
	印刷製本類
	看板・標識、徽章類
	衣料・縫製品類
	その他
販売	文房具・事務用機器類
	用紙類
	印章類
	教育用機器・教材類
	楽器・運動具類
	医療機器・医薬品類及び医薬部外品
	光学・理化学機器類
	電気・通信機械類
	工作・建設産業機械類
	車両・船舶類
	消防安全資材器具類
	厨房・暖冷房衛生器具類
	家具・木工具類
	衣料・寝具類
	皮革・ゴム製品類
	産業・衛生資材類
	油脂燃料類
	雑貨・雑類
	食料品・お茶類

	その他
リース・レンタル	事務用機器類
	通信機器類
	システム類
	医療機器類
	光学・理化学機器類
	建設機械類
	建設関係資材類
	照明機器類
	車両類
	その他
その他	資源回収

(4) 業務委託

分類	業種
市有建築物等の維持管理	冷暖房設備運転監視
	冷暖房設備保守点検
	自家用電気工作物保守点検
	消防設備保守点検
	昇降機保守点検
	自動ドア保守点検
	浄化槽保守点検
	浄化槽清掃
	緑地等維持管理
	建物清掃
	貯水槽清掃
	ボイラー缶体清掃

	排水管清掃
	ねずみ、昆虫駆除
	警備（常駐・巡回・駐車場）
	警備（機械）
	受付・案内
	室内環境測定
	ばい煙測定
	廃棄物収集・運搬・処分
	地下タンク漏洩検査
	水処理施設保守管理（上水道）
	水処理施設保守管理（上水道以外）
	水質検査
	設備等保守点検・管理
役務の提供	電算関係
	給食調理
	貨物運送
	旅客運送
	企画制作等
	行政計画策定
	各種調査
	計量証明関係
	その他

別記第2

等級別格付基準

- 1 格付は、土木工事業者及び建築工事業者にあつてはS・A・B・C・Dの5階級に、とび・土工・コンクリート工事業者及び舗装工事業者にあつてはA・B・C・Dの4階級に、その他の工事業者にあつてはA・B・Cの3階級に分けて行う。
- 2 前記の格付は、等級別にその基準を定め、業者についての客観的事項（以下「客観点」という。）に主観的事項（以下「主観点」という。）を加えた点数（以下「総合点」という。）に応じて行う。なお、主たる事務所を市外に有する業者については、客観点を総合点とし、格付を行わないものとする。
- 3 客観点の数値については、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）で定めるところの例により行うものとする。
- 4 主観点の審査項目及び点数は、次のとおりとする。

(1) 工事成績

ア 審査基準日の直前2年間に発注した別に定める契約金額以上の市及び郡山市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の工事の工事種別ごとの工事成績について、次の表により主観点を付与する。

工事成績点	主観点	工事成績点	主観点
93点以上	110点	74点	15点
92点	105点	73点	10点
91点	100点	72点	5点
90点	95点	71～69点	0点
89点	90点	68点	マイナス5点
88点	85点	67点	マイナス10点
87点	80点	66点	マイナス15点
86点	75点	65点	マイナス20点
85点	70点	64点	マイナス25点
84点	65点	63点	マイナス30点
83点	60点	62点	マイナス35点
82点	55点	61点	マイナス40点
81点	50点	60点	マイナス45点
80点	45点	59点	マイナス50点
79点	40点	58点	マイナス55点

78点	35点
77点	30点
76点	25点
75点	20点

57点	マイナス60点
56点	マイナス65点
55点以下	マイナス70点

イ 審査基準日の直前2年間に発注した市及び上下水道局の完成工事がないときは0点とする。

(2) 工事施工の状況

経営事項審査における年間平均完成工事高について、工事種別ごとの下請発注比率を算出し、以下の表により主観点を付与する。

土木工事		建築工事	
下請発注比率	主観点	下請発注比率	主観点
91%以上	マイナス40点	96%以上	マイナス40点
90～86%	マイナス20点	95～91%	マイナス20点
85～81%	マイナス16点	90～86%	マイナス12点
80～71%	マイナス12点	85～81%	マイナス8点
70～61%	マイナス8点	80～71%	マイナス4点
60～51%	マイナス4点	70%以下	0点
50%以下	0点		

(3) 優良建設工事の表彰

審査基準日の直前2年間において郡山市優良建設工事の表彰を受けた者には、当該工事の工事種別ごとに10点の主観点を付与する。

(4) 新技術の登録又は活用の実績

入札参加資格審査の申請日（以下「申請日」という。）においてNETISへ工法・技術を登録している又は審査基準日の直前2年間においてNETISに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績がある者には、その内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア NETIS登録 5点

イ 登録工法等を活用した工事の施工実績 5点

(5) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入実績

申請日において、CCUSを導入している者に5点の主観点を付与する。

(6) BIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の施工実績

審査基準日の直前2年間において国又は地方公共団体とBIM/CIMモデル又はICTを活用した工事の請負契約を締結し竣工した者には、当該工事の内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア BIM/CIMモデルを活用した工事 5点

イ ICTを活用した工事 5点

(7) 災害協定の締結

申請日において市又は上下水道局と災害時における応急対策業務の支援に関する協定を締結している者に5点の主観点を付与する。

(8) 除雪委託契約の締結

審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度（以下「過去2年度」という。）において市発注の除雪業務の契約実績がある者には、その実績に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 1年度のみ契約締結 5点

イ 2年度の契約締結 10点

(9) 消防団員登録の状況

申請日において郡山市消防団に登録している従業員がいる場合は、その人数に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 1名～5名 3点

イ 6名～10名 5点

ウ 11名以上 10点

(10) アイラブロード事業の活動実績

審査基準日の属する年度の前年度中にアイラブロード事業の活動に参加し、事業所管所属へ当該年度における活動報告書を提出している者に10点の主観点を付与する。

(11) 刑務所出所者等協力雇用主としての登録

申請日において法務省福島保護観察所に協力雇用主として登録している者に5点の主観点を付与する。

(12) 福島県次世代育成支援企業制度の認証

申請日において認証を取得している者には、認証の内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 「働く女性応援」中小企業認証を取得している 5点

イ 「仕事と生活の調和」推進企業認証を取得している 5点

(13) 障がい者雇用の状況

申請日において障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する障害者の法定雇用義務を遵守している者又は同条に規定する法定雇用障害者数が0人の場合で障害者を雇用している者に10点の主観点を付与する。

(14) 新卒者採用の状況

新たに採用した新卒者を常時雇用し、かつ、申請日において継続して雇用している者には、その人数に応じ、20点を上限として、1人につき5点の主観点を付与する。

(15) ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加の状況

過去2年度においてふくしまゼロカーボン宣言事業へ参加している者には、その内容に応じて、次の基準により主観点を付与する。

ア 事業への参加のみ 2点

イ 事業への参加に加え表彰を受けた場合 5点

(16) セーフコミュニティ活動推進事業所への参加登録

申請日においてセーフコミュニティ活動推進事業所として参加登録している者に5点の主観点を付与する。

(17) ふくしま健康経営優良事業所の認定

申請日においてふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている者に5点の主観点を付与する。

(18) 建設業法に基づく処分

審査基準日の直前2年間において建設業法の規定に基づく行政処分を受けた者には、処分の内容に応じて次の基準により主観点を付与する。

ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 マイナス10点

イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けた者

営業停止期間 3月未満 マイナス20点

3月以上6月未満 マイナス30点

6月以上 マイナス40点

(19) 指名停止

過去2年度において郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）第2条の規定に基づく指名停止を受けた者（公衆損害事故及び工事関係者事故によるものを除く。）には、その期間に応じて1週間につきマイナス1点の主観点を付与する。

(20) 資格の認定の取消し

審査基準日の直前2年間において第11条の規定に基づく資格の認定の取消しを受けた者には、マイナス50点の主観点を付与する。ただし、当該資格に係る工事以外の工事種別については、マイナス25点の主観点を付与する。

(21) 公契約条例に基づく措置

過去2年度において郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条、第8条又は第9条のいずれかの規定に基づく関係機関への通報、契約の解除、指名の停止等の措置を受けた者には、措置を受けた回数に応じ、次の基準により主観点を付与する。

ア 1回 マイナス10点

イ 2回 マイナス20点

ウ 3回以上 マイナス30点

5 等級別格付は、次のとおりとする。

(1) 土木工事

区 分	基 準 点 数
S	840点以上
A	740点以上840点未満
B	660点以上740点未満
C	550点以上660点未満
D	550点未満

(2) 建築工事

区 分	基 準 点 数
S	810点以上
A	710点以上810点未満
B	650点以上710点未満
C	570点以上650点未満
D	570点未満

(3) とび・土工・コンクリート工事

区 分	基 準 点 数
A	730点以上
B	610点以上730点未満
C	570点以上610点未満
D	570点未満

(4) 電気工事

区 分	基 準 点 数
A	710点以上

B	630点以上710点未満
C	630点未満

(5) 管工事

区分	基準点数
A	690点以上
B	580点以上690点未満
C	580点未満

(6) 舗装工事

区分	基準点数
A	750点以上
B	660点以上750点未満
C	550点以上660点未満
D	550点未満

(7) その他の工事

区分	基準点数
A	710点以上
B	610点以上710点未満
C	610点未満

(注) 再生又は更生手続終結の決定を受けていない者については、上記の基準点数による区分の等級が最下位の等級である場合を除き、当該等級から1等級を降格して格付を行うものとする。この場合において、当該格付を行った者より、再生又は更生手続終結の決定を受けた旨の届出があった場合には、再度格付を行うものとする。